

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 感染症対策実施要領

1 趣旨

この実施要領は、第 80 回国民スポーツ大会防疫対策要項及び第 25 回全国障害者スポーツ大会宿泊等基本方針に基づき、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）が相互に連絡調整を図り、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「国スポ・障スポ」という。）において、県、会場地市町村、関係機関・団体等とともに実施する感染症対策に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 実施内容

(1) 広報活動

ア 広報の内容

(ア) 手洗いの励行等基本的な感染症対策

国スポ・障スポに参加する選手・監督・役員、視察員、報道員及びその他の関係者並びに一般観覧者（以下「国スポ・障スポ参加者等」という。）に対し、手洗いや適切なマスク着用を含む咳エチケット、換気の徹底等の基本的な感染症対策を周知し、感染症に関する正しい知識の普及及び意識の啓発を図る。

(イ) 国スポ・障スポ期間中に流行する可能性が高い感染症の予防対策

国スポ・障スポ参加者等に対し、最新の感染状況に係る情報提供及び流行が予測される感染症に係る注意喚起を行う。

イ 活動の内容

(ア) 県委員会

県委員会は、青森県健康福祉部保健衛生課（以下「県保健衛生課」という。）と連携し、次により広報活動を実施する。

- a 啓発用ポスター・リーフレット等の作成、市町村・関係団体等への配付・掲示
- b 広報誌、ホームページ等の県広報媒体を活用した PR
- c 県委員会ホームページへの掲載

(イ) 会場地委員会

会場地委員会は、保健所（青森市保健所及び八戸市保健所を含む。以下同じ。）及び市町村担当課と連携し、次により広報活動を実施する。

- a 県委員会が作成した啓発用ポスター・リーフレット等の配付・掲示
- b 広報誌、ホームページ等の市町村広報媒体を活用した PR
- c 各種講習会及びイベント等を活用した PR

(2) 健康管理指導

保健所は、国スポ・障スポ参加者等の感染症予防のため、国スポ・障スポ参加者等が利用する宿舎及び食品提供施設等の管理者に対し、対象業務従事者の検便検査を含む健康管理の必要性を周知し、積極的かつ自発的な協力を得られるよう指導する。

(3) 衛生備品の配備

県委員会及び会場地委員会は、以下の分担により、各会場の入口や手洗い設備

等に、必要に応じて手指用消毒液の配備を行う。

ア 県委員会

国スポ・障スポの総合開・閉会式会場

青の煌めきあおもり障スポの競技会場・練習会場

イ 会場地委員会

青の煌めきあおもり国スポの競技会場・練習会場

(4) 感染症発生時の措置

保健所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、必要な措置を講じる。

保健所は、国スポ・障スポ参加者等に感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した際には、必要に応じて感染の拡大防止のための指導・助言を行い、まん延防止に努める。

(5) 緊急連絡体制の整備

国スポ・障スポ期間中における感染症の発生に備え、そのまん延を防止するため、別記1及び別記2により緊急連絡体制を整備する。

3 その他

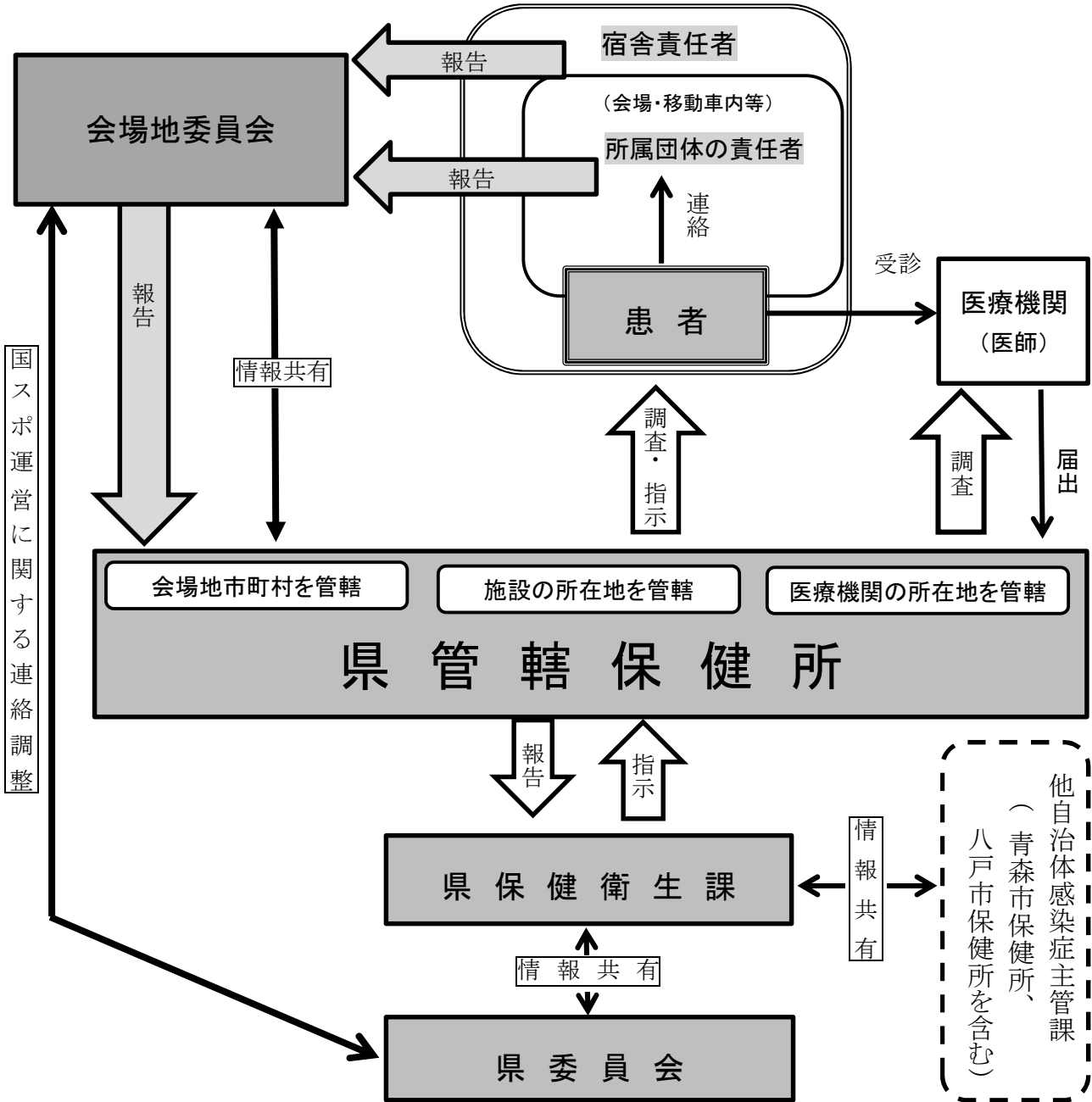
(1) この実施要領に定めるもののほか、感染症対策の実施に関して必要な事項は、県委員会と県保健衛生課及び保健所が協議の上、別に定めるものとする。

(2) 国スポ・障スポ参加者等に食品を提供する施設に対する調理従事者の健康管理指導、食中毒発生時の対応については、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ食品衛生対策実施要領」において定める。

(3) 新型インフルエンザ等への対策については、県及び市町村が別に定める行動計画及びマニュアル等による。

(4) 会場地市町村実行委員会を組織していない場合は、「会場地市町村実行委員会」を「会場地市町村準備委員会」または「会場地市町村」に読み替える。

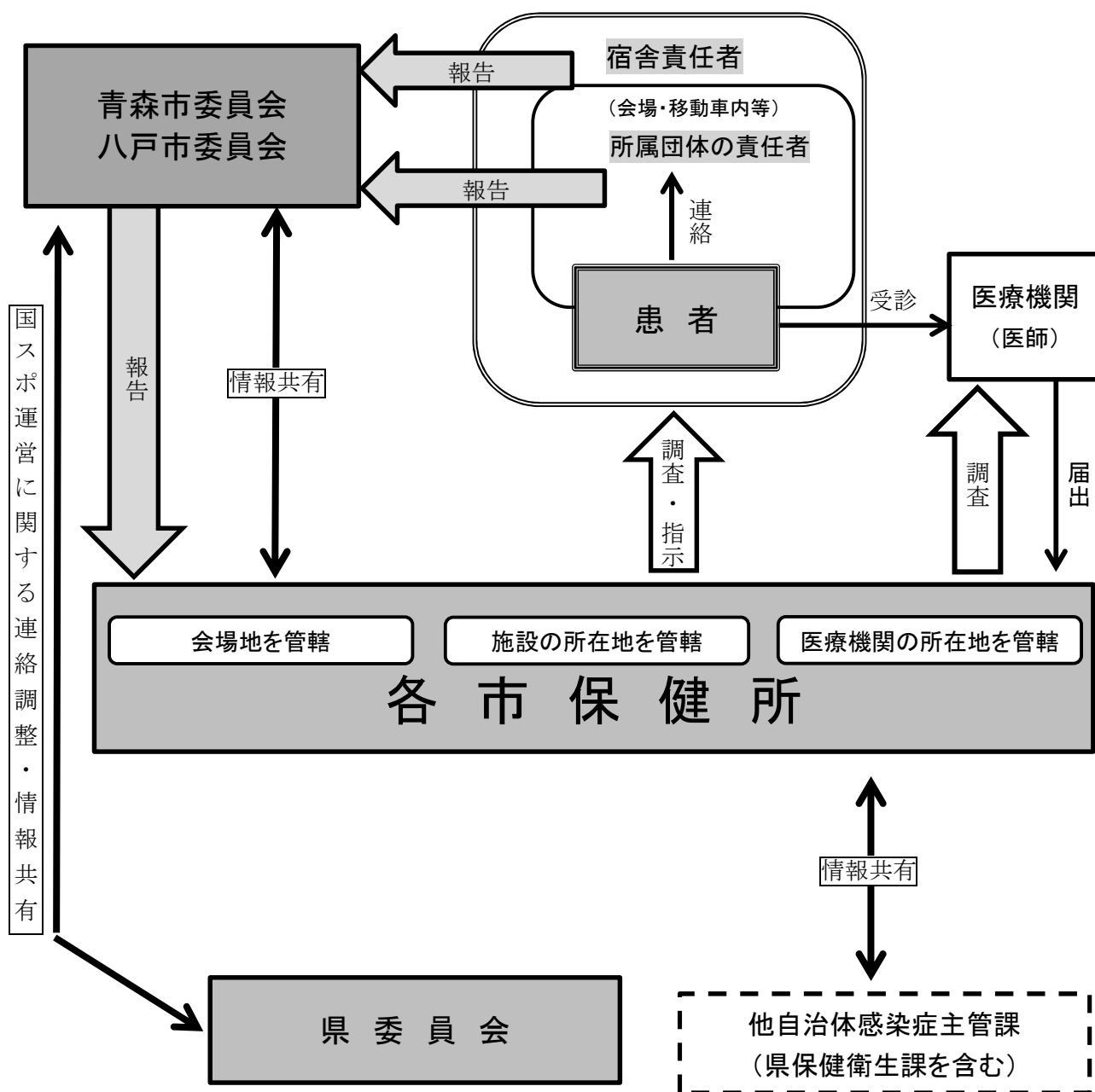
感染症(疑いを含む)発生時の緊急連絡体制
 (青森市及び八戸市を除く青森県所管の保健所)



- ◆ 患者が宿泊する宿舎の責任者又は患者が所属する団体の責任者は、感染症(疑いを含む)の発生を確認した場合は、速やかに医療機関を受診させるとともに、各会場地委員会に報告する。なお、医療機関から保健所へ発生届が提出される感染症については、保健所が行う調査に適切に対応すること。
- ◆ 会場地委員会は、発生届の届出対象外の感染症であっても、感染症患者(疑いを含む)が相当数発生するなど、まん延の恐れがあると判断した場合は保健所及び県委員会へ報告する。
- ◆ 会場地委員会は、上記報告のほか、県委員会等を通して感染症に関する情報を得た場合、直ちに管轄の保健所に報告する。
- ◆ 県委員会及び会場地委員会は、宿舎責任者及び患者が所属する団体の責任者に対して、感染症が疑われる患者には、速やかに医療機関を受診させるとともに、必要に応じて、所管する保健所に連絡するよう周知する。

感染症(疑いを含む)発生時の緊急連絡体制

(青森市及び八戸市)



- ◆ 患者が宿泊する宿舎の責任者又は患者が所属する団体の責任者は、感染症(疑いを含む)の発生を確認した場合は、速やかに医療機関を受診させるとともに、各市委員会に報告する。なお、医療機関から保健所へ発生届が提出される感染症については、保健所が行う調査に適切に対応すること。
- ◆ 市委員会は、発生届の届出対象外の感染症であっても、感染症患者(疑いを含む)が相当数発生するなど、まん延の恐れがあると判断した場合は保健所及び県委員会に報告する。
- ◆ 市委員会は、上記報告のほか、県委員会等を通して感染症に関する情報を得た場合、直ちに各市を所管する保健所に報告する。
- ◆ 県委員会及び各市委員会は、宿舎責任者及び患者が所属する団体の責任者に対して、感染症が疑われる患者には、速やかに医療機関を受診させるとともに、必要に応じて、所管する保健所に連絡するよう周知する。

感染症発生時の連絡先一覧

保健所	所在地	連絡先	管轄市町村
-----	-----	-----	-------

設置主体：青森市

青森市保健所	〒030-0962 青森市佃2-19-13	TEL：017-765-5280 FAX：017-718-5645	青森市
--------	--------------------------	--------------------------------------	-----

設置主体：八戸市

八戸市保健所	〒031-0011 八戸市田向3-6-1	TEL：0178-38-0706 FAX：0178-38-0734	八戸市
--------	-------------------------	--------------------------------------	-----

設置主体：青森県

弘前保健所	〒036-8356 弘前市下白銀町14-2	TEL：0172-33-8521 FAX：0172-33-8524	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鱈町、田舎館村、板柳町
三戸地方保健所	〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7	TEL：0178-27-5111 FAX：0178-27-1594	おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
五所川原保健所	〒037-0056 五所川原市末広町14	TEL：0173-34-2108 FAX：0173-34-7516	五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町
むつ保健所	〒035-0073 むつ市中央1-3-33	TEL：0175-31-1388 FAX：0175-31-1667	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村
上十三保健所	〒034-0082 十和田市西二番町10-15	TEL：0176-23-4261 FAX：0176-23-4246	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村
東地方保健所	〒030-0113 青森市第二間屋町4-11-6	TEL：017-739-5421 FAX：017-739-5420	平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町

県担当課及び県実行委員会

担当部署	所在地	連絡先
青森県健康福祉部 保健衛生課	〒030-8570 青森市長島1-1-1	TEL：017-734-9214 FAX：017-734-8047
青森県国スポ・障スポ局 施設調整課 (県実行委員会事務局・衛生担当)	〒030-8570 青森市長島1-1-1	TEL：017-734-9189 FAX：017-734-8012